

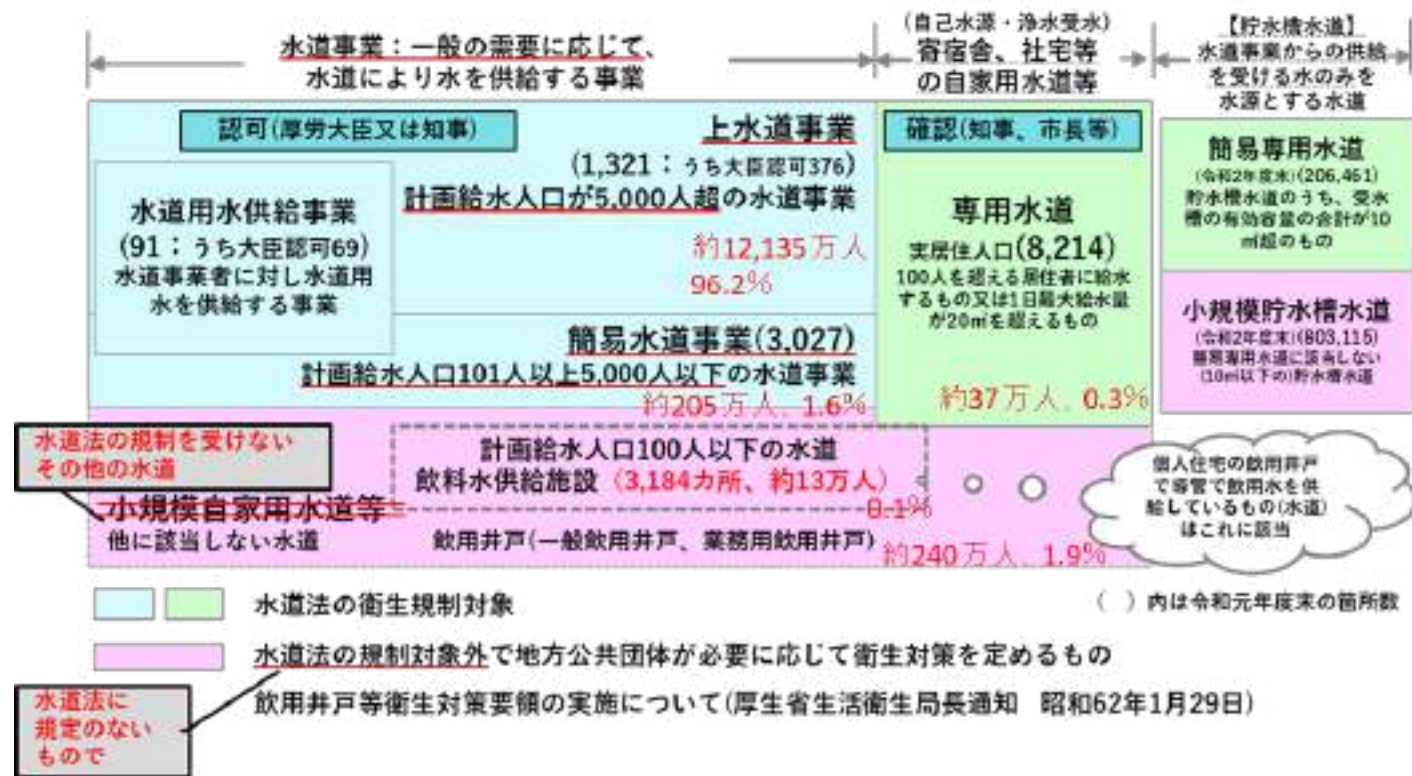


小規模水供給システムの 維持管理と住民協力

国立保健医療科学院 増田 貴則

水道法における水道の分類

水道：導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体（臨時に施設されたものを除く）（水道法第3条第1項）

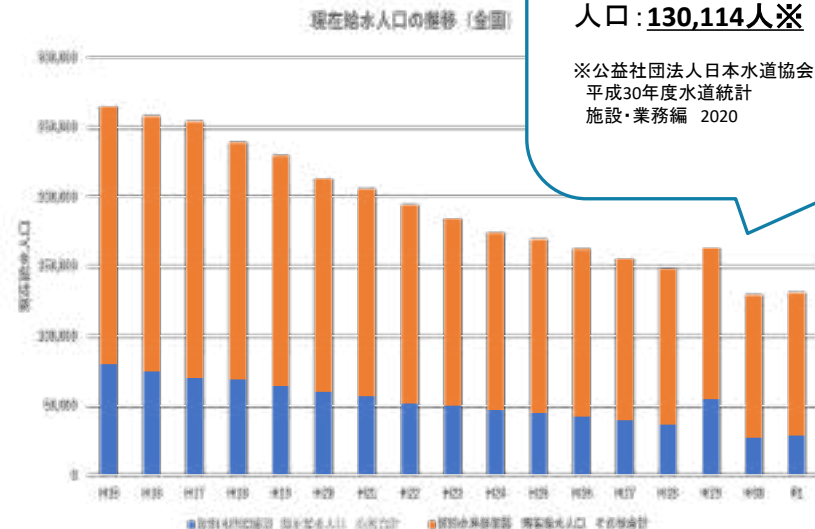
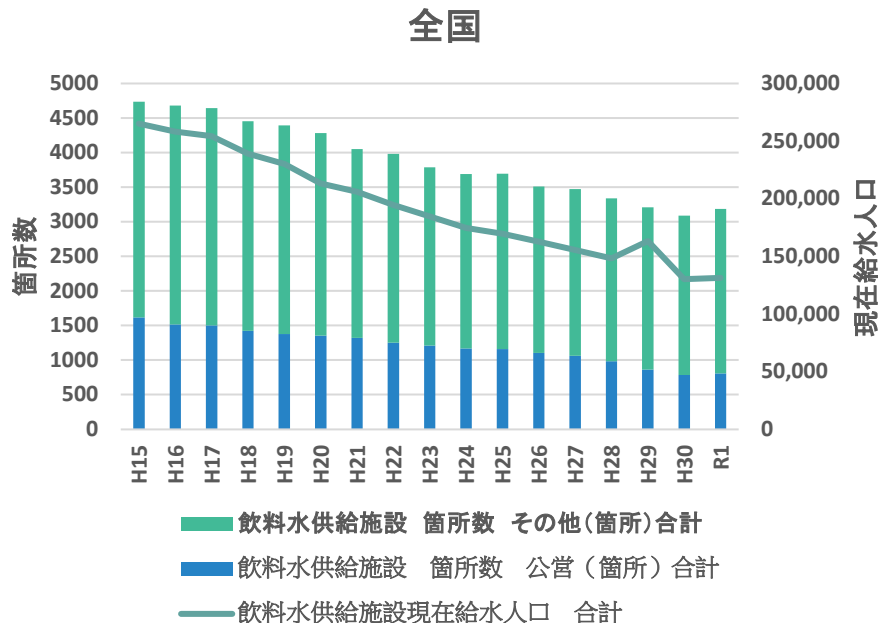


飲料水供給施設 箇所数と現在給水人口

計画給水人口
50人以上～100人以下
の飲料水供給施設：
3,087箇所※

人口：**130,114人※**

※公益社団法人日本水道協会
平成30年度水道統計
施設・業務編 2020



出典:水道統計施設業務編(H15～R1)より作成



飲料水供給施設については、その他営（民営・組合営）が過半を占める

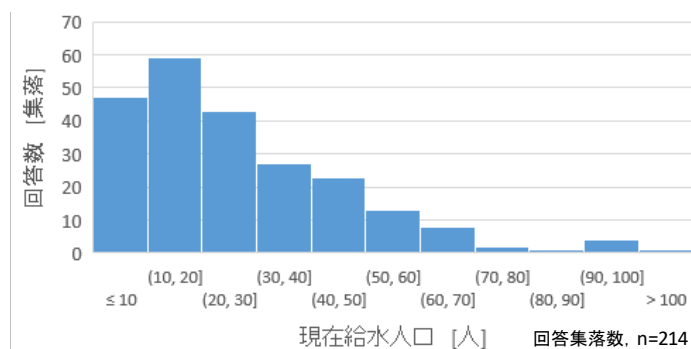
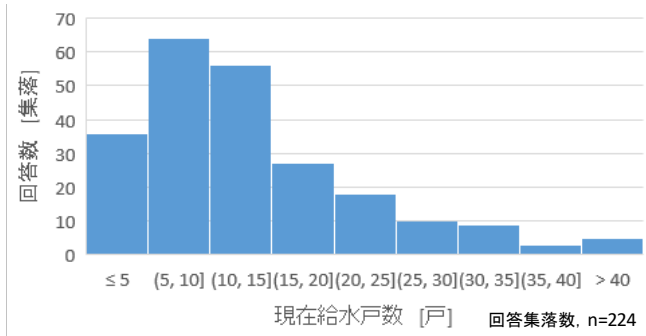
集落が管理する水供給システム（飲供等）に関する調査概要

■背景:水道未普及地域の小規模水供給システムの実態が不明



● 調査概要

- 調査時期: 2019年2月～2020年3月
- **1府11県**(岐阜県, 京都府, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 徳島県, 高知県, 佐賀県, 大分県)の水供給システムを自ら管理している564集落
- **集落の役員や代表者**に質問紙を郵送
- 施設構成、給水停止や断水事故の状況、断水事故の記録状況、維持管理の記録状況、維持管理作業の負担感、他団体との協力状況、敷設財源・水道料金体系等
- 253集落より回答、うち**有効回答数241**, **有効回収率43%**



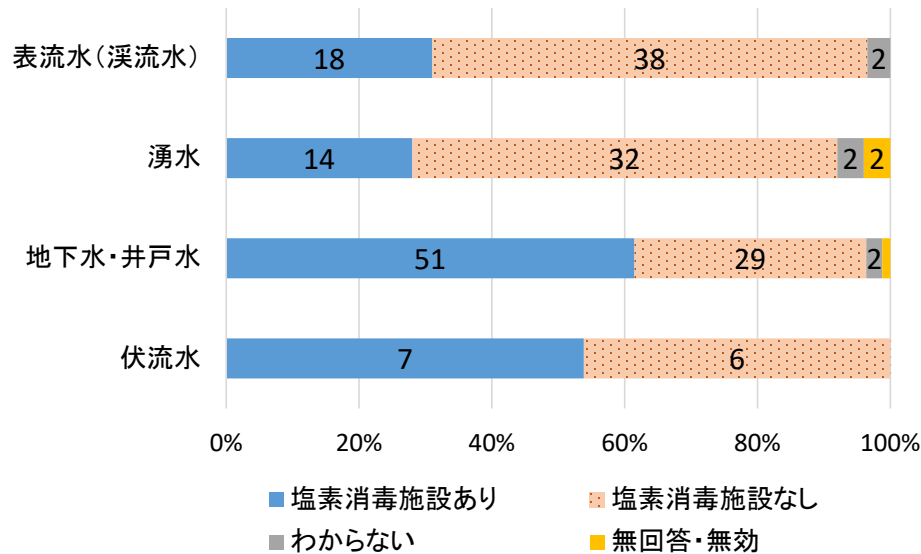
- **10戸以下**の集落が, 回答数の43%
- **30人以下**の集落が, 回答数の58%

図 回答集落の現在給水戸数と現在給水人口

1. 小規模水供給システムの (飲料水供給施設等) おかれた状況

調査概要と維持管理・運営の実態

水源種別 塩素消毒施設の有無



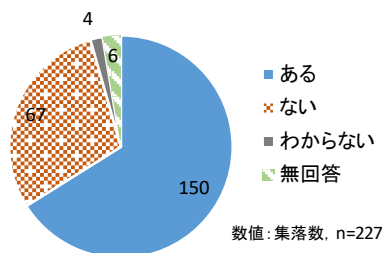
● 全体の53%の集落は、
塩素消毒なし

図 水源別の塩素消毒施設の有無

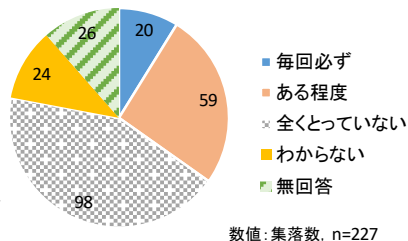
(グラフ内の数値は集落数)

給水停止・断水トラブルの状況について

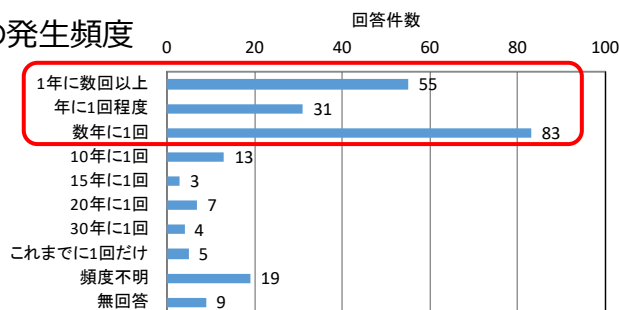
集落の大半で水が使用できなくなったことがあるか



それらの記録をとっているか



その発生頻度



給水停止・断水の原因

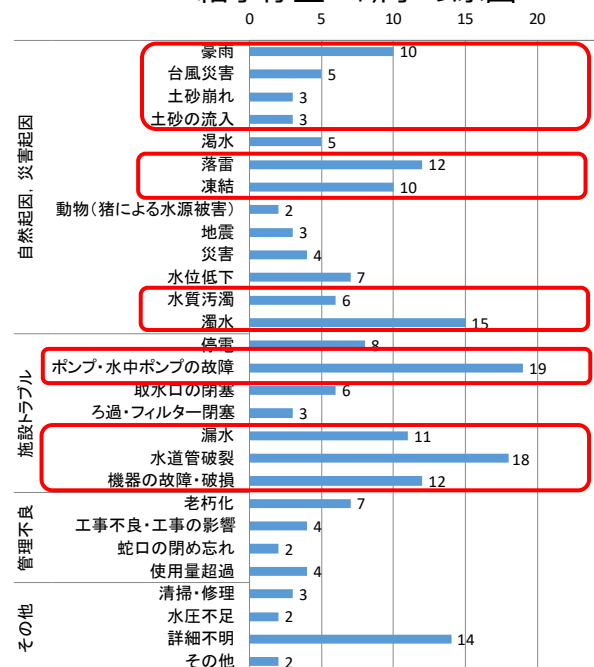


図 集落の大半で水が使用できなくなった事象の状況

維持管理等の記録状況

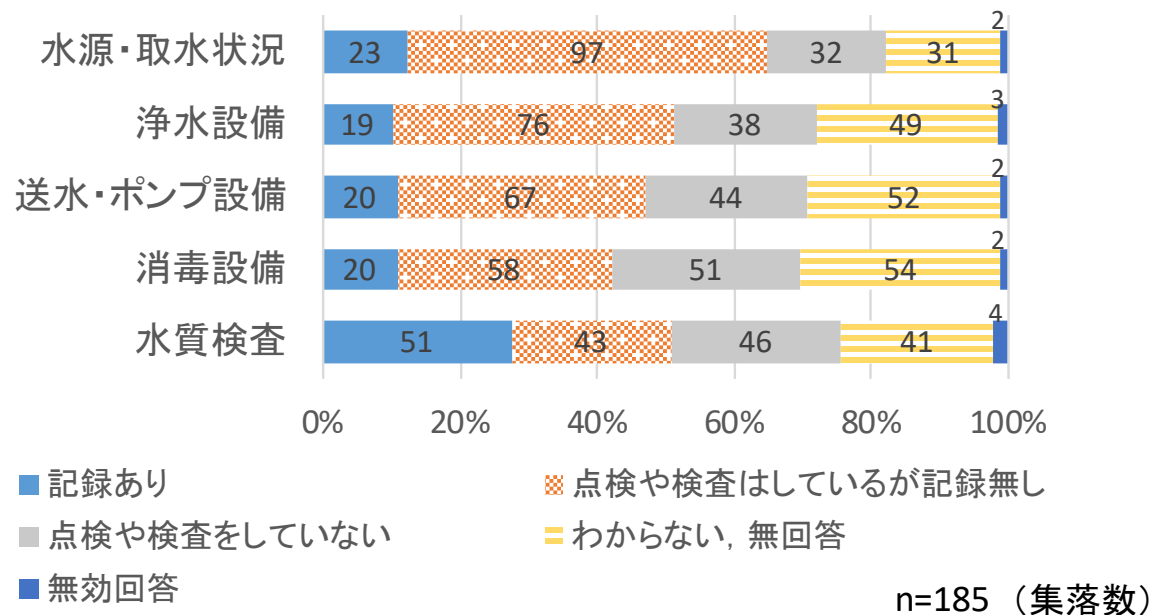
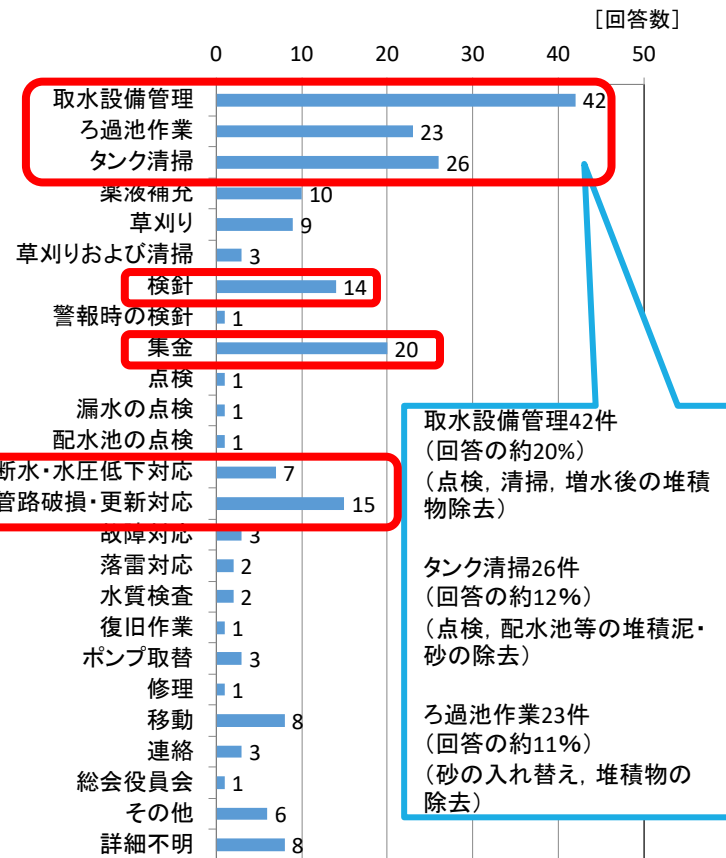
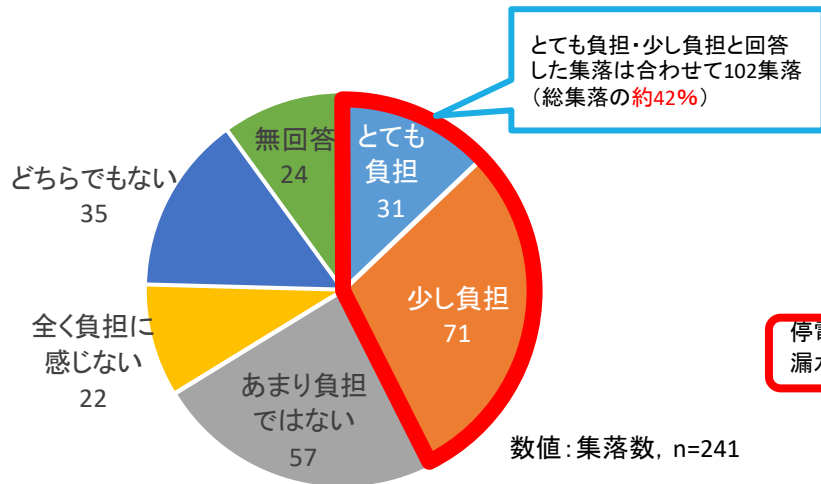


図 点検・検査記録の状況

飲料水供給施設等の維持管理の負担感

維持管理を行うことに対して負担に感じているかどうか



管理において負担の重い作業項目の回答数(無回答除く)

飲料水供給施設・維持管理作業の実際



沈砂池(T県N飲供)



ろ過池の清掃作業 (T県N飲供)

自由回答からの抜粋(1)

- ・年寄りばかりの限界集落。これからどう管理していけばよいか不安である。
- ・高齢化のため給水管理に後々苦勞しそうである。
- ・原水検査など水質に関する管理は、市が行っている。水道組合にとって、タンクや各戸への配水管の修理などの財源が不安である。組合の積立金を増やすよう努力している。
- ・40年経って貯水、配管共に老朽化著しく、2年前に役場に口頭で有事の前に対処依頼をした。
- ・大きな懸念課題は、目視出来ない所や多額な経費を要する項目。1.配水本管の老朽程度の把握、改修する場合の経費の捻出。2.一度地下水位の低下と思われる異常停止があり、水位の大幅な低下又は枯渇。懸念解決には公共水道への移行という手段も考えられるが現況では、使用料金が大幅に増加するため組合運営を続けている。
- ・現在7戸と一つの会社で集落水道を維持・管理しているが住民の多くが高齢し、今後の安心・安全な水確保に不安を感じている。水道管埋設後かなりの年数が経過し水道管の老朽化が見受けられる。このため冬季に凍結が主因する水道管破裂がここ数年連続して発生している。また、水道管埋設の多くが山の中にあること。また、埋設箇所も明確に把握できていないことから、破裂箇所探しが大きな負担となっている。しかし、幸いに水道工事会社が当集落内(この会社も集落水道を利用)にあることから、この会社の人的協力を得て対処している。しかし、この会社が将来も当集落に存在するかは不確定であり、生活に必要な水確保・現施設の維持管理に住民は大きな不安を感じている。集落での維持は近い将来困難になると予測されることから、町へは町水道への移管をお願いしているが、移管工事に多額の費用を必要とすることから町当局は難色を示しており、各戸が井戸掘りで水確保をするよう推進している。このように厳しい状況であるが、当集落の永続的水確保の方策は町水道への移管しかないと考えており根気強く要請している。

2. 小規模水供給システム （飲料水供給施設等）の 維持管理負担の軽減に向けて

－住民協力の可能性－

人手不足の事例

外部団体との連携状況、

外部団体からの支援受け入れ意向、利用意向

好事例、可能な仕組みの紹介

支援を求める事例：公設公営、運転・維持管理委託（E県K町）事例

平成16年に1町3村合併

人口：8000人余、高齢化率48%、2030年には5000人余と予測

旧K町部分の簡易水道、飲料水供給施設はすべて直営、旧3村は2施設を除き
水道管理組合(57組合)に運転委託(村設置であり、組合営ではない)

昭和40～50年代に整備された施設が多く、**老朽化**。

更新について、**国や県の補助なし**。過疎債・企業債に頼らざるを得ない。町は
3年前より更新に当たっているものの、年に2～3施設ずつしか更新できない。

10年後(推定)
組合構成戸数と構成員の平均年齢

	65歳未満	65～74歳	75歳以上	割合
10戸未満	0	3	17	35%
10～19戸	1	5	13	33%
20戸以上	0	5	13	32%
割合	2%	23%	75%	

※平均年齢は現在の年齢に10を加算
※戸数は過去10年の減少率により推定



〇簡易水道、平均年齢68歳。
緩速ろ過池3池。
1池につき1回/年 = 年3回、
砂洗浄作業。
膜ろ過への更新を希望して
いる。
特定簡易水道。

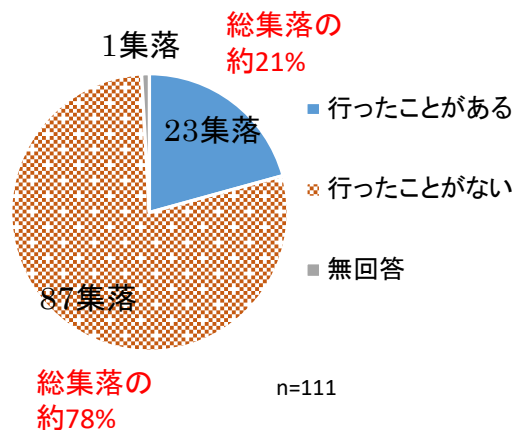
E県K町の事例（続き）

- 直営に関する業務は職員2名で対応。
- ほとんどが緩速ろ過方式
- 戸数の少ない組合では、修繕費や外部委託費が不足し、住民に水道利用料以外の経済的負担や労務負担が発生。これ以上、組合で管理を継続するのは、経済面、作業面で困難との相談が徐々に増加。→高齢者の多い管理組合では継続困難と想定。
- そこで、令和4年度より、管理委託料等を見直し。修繕費と電気代は町が全額負担。施設規模に応じた必要な労務費を積算し、管理委託料に。これにより水道使用料以外の経済的負担をなくし、外部に再委託する経費を確保できる見込み。
- しかし、現状、このような作業を請け負っている1社（従業員2名の個人事業主）のみ。他に水道業者や工事組合加盟業者は6社あるものの、いずれも小規模で、通常業務で多忙、新たに作業を請け負うのは困難。
- 再委託に係る経費は確保できるが、実際に作業を担う人員の確保が課題である。

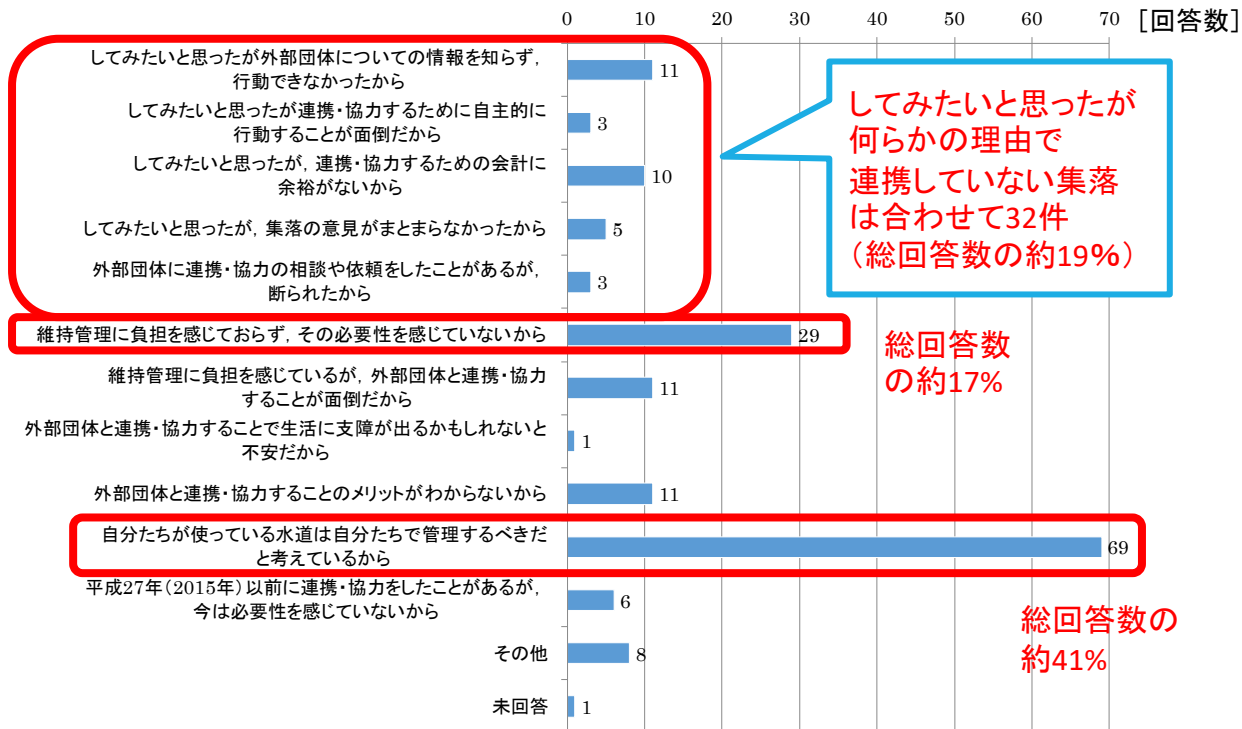


外部団体との連携・協力の状況(1)

外部団体と連携・協力したことがあるか

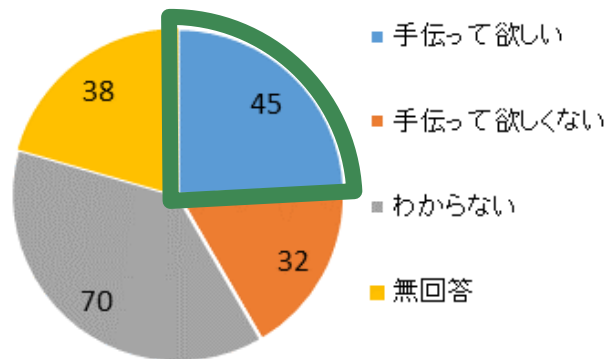


外部団体と連携・協力していない理由(複数回答)



支援団体に手伝ってもらいたいのか

管理の一部を支援団体
(NPO団体やボランティア団体)
に手伝って欲しいか



◆約1/4の集落が希望

◆施設の点検・清掃，トラブル対応

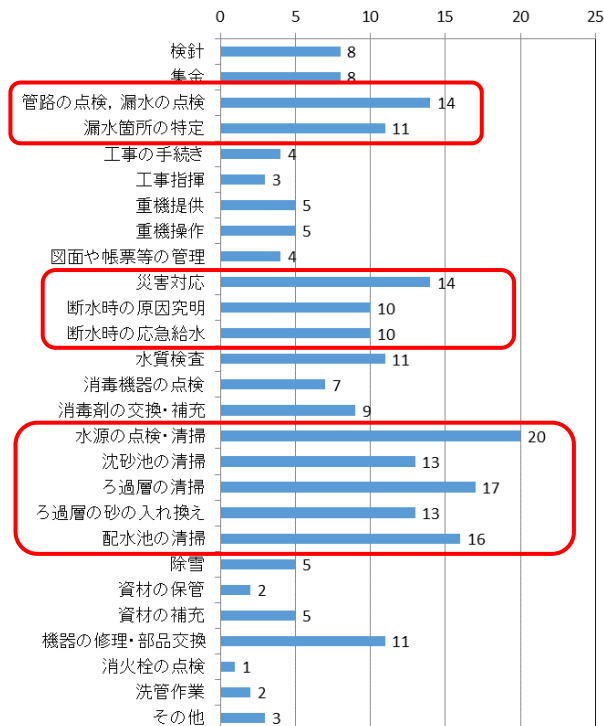


図 支援団体に手伝ってもらいたい作業(複数回答あり)

支援策の利用意向 PSM分析結果一覧（集落へのアンケート結果から）

支援	設定基準となりうる価格帯:適正価格帯 (受容価格帯)
A: 消毒剤の点検・補充	20,000～26,000円(円/1年・1集落あたり) (17,000～34,000円/年・集落)
B: ろ過槽の点検・清掃	18,000～25,000円(円/1年・1集落あたり) (12,500～29,000円/年・集落)
C: 水源の点検・清掃	22,000～28,000円(円/1年・1集落あたり) (17,000～38,000円/年・集落)
D: 維持管理に関する講習会や研修会	3,600～ 3,700円(円/1回・1集落あたり) (2,600～4,300円/回・集落)
E: 管路の漏水点検・診断	13,000～14,000円(円/1回・1集落あたり) (8,000～23,000円/回・集落)
F: 断水・水圧低下トラブル対応	10,500～11,000円(円/1回・1集落あたり) (8,000～19,000円/回・集落)
G: 応急給水	9,900円(円/1回・1集落あたり) (9,000～18,000円/回・集落)
H: 施設の改修・更新に向けての料金 コンサルタント	9,000～20,000円(円/1回・1集落あたり) (8,000～20,000円/回・集落)

人手不足対策、好事例の紹介：地域NPOとの連携

◆NPOへの簡易水道の一部作業委託の例（北海道B町）

簡易水道の管理を地域運営NPOに委託

以前は当該地区の一般住民を臨時採用職員として雇用

→高齢となり、作業の継続が難しくなった

→地域運営組織的なNPOの設立に合わせ、切り替え

NPOにとっては

委託額は1人工分に足りないが、拘束時間は短い。

→隙間時間での対応が可能

→NPO経営を下支えする安定収入源と見なしている。

役場にとっては

高齢者個人に任せていた時よりも、NPOは複数人での組織対応が可能のため、安心感はある。



図 NPO代表(水道担当)への聞き取り

高齢化・人手不足対策、好事例の紹介：地域住民の活用



宮崎県椎葉村の事例

(飲料水供給施設管理サービス支援事業)

- ◆ 未普及地域の高齢・障害者世帯
- ◆ 飲料目的施設、断水時
- ◆ 依頼者→村→登録された支援隊に依頼
- ◆ 依頼日から3日以内にサービス開始、飲料水確保
- ◆ 支援者は、完了後に、村からの作業料金(日当)、および、依頼者の負担金(1000円/日)を受領

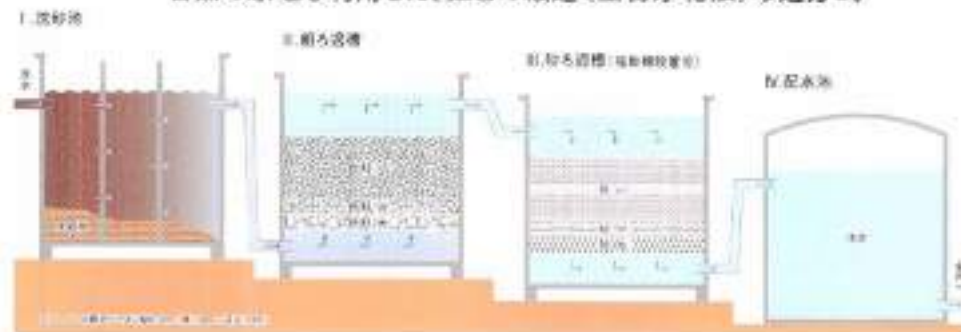
地域NPOの活用事例（大分県）

山梨の山と生活を考えるNPO / おおいたの水と生活を考える会
www.water-life.or.jp

私たちは、水の困り事を抱える地域のため、給水問題についての相談や清浄な水を得るための技術支援活動を行っています。

にごり水を清水に

自然の原理を利用した、独自の緩速（生物浄化法）ろ過方式



安心

薬品などを一切使用せず、森が水をきれいにするしくみをコンパクトに再現

安価

自然の原理を利用したシステムだからランニングコストがほとんどかかりません

楽々

基本的な維持管理は砂の掻き取りを行なう程度です

キーワードは小規模分散・水のDIY

地域にあった水づくりをオーダーメイドでお手伝いしています。



FRP製システム、給水対象：7戸、4t/日の例



一体型FRP製システム、給水対象：1戸、2t/日の例

◆調査、計画、設計、維持管理指導を行っている。

国による担い手確保支援制度 (特定地域づくり事業組合制度)

- 労働者派遣事業への支援制度、令和2年6月施行
- 地域の担い手(地域づくり人材)の確保、地域社会の維持・活性化を目的としている
- 複数の事業に従事者を派遣可能
- 水道分野への活用事例はまだない



特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に国の支援を受けることができます。

制度の内容

対象経費

➡ ① 派遣職員人件費

➡ ② 事務局運営費

対象経費の上限額

➡ ①については400万円/年・人

➡ ②については600万円/年

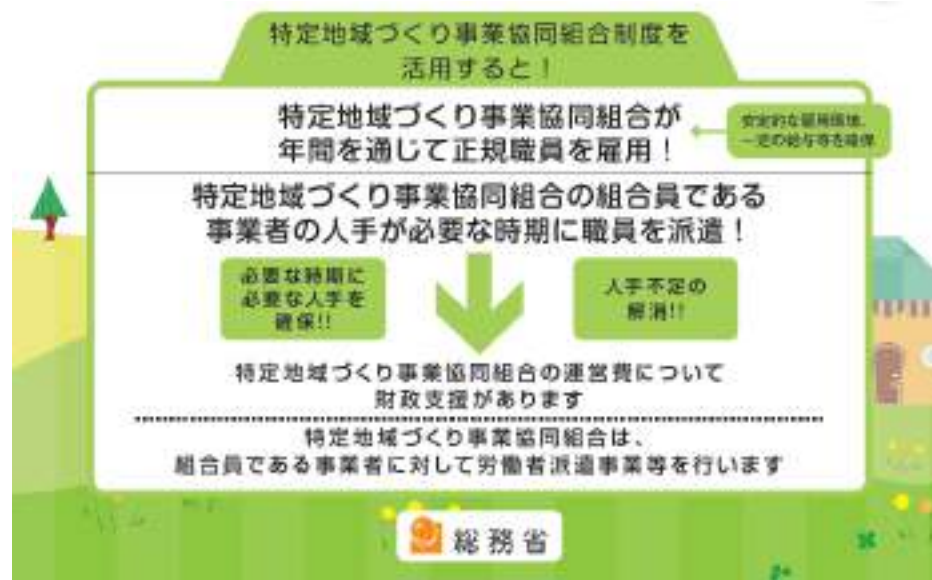
交付額

➡ 対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2

※左記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。

制度の概要、および、 マルチワーカーのメリット、イメージ（一例）



本制度を活用することで、
安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、
地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、
地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができる。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

対象・要件

人口急減地域において（①）マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）（②）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合（③）であって、都道府県知事の認定を受けたもの（④）

- ① → 人口急減地域とは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域又は過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域です。 ※予定されている地域が該当するかどうかは、お住まいの市町村に確認下さい。
- ② → マルチワーカーは事業協同組合で無期雇用される者に限ります。
- ③ → 事業協同組合の組合員には、地域の一般的な法人はもちろん、社会福祉法人や農家などの個人事業者もなれます。
- ④ → 都道府県知事の認定は、事業計画の実現可能性や職員の就業条件への配慮、市町村や関係事業者との連携等を判断して行われることとなります。

まとめにかえて

- 小規模水供給システム（飲料水供給施設等）は、概ね安価だが（利用者の経済的負担は小さいが）、水質衛生性、安定供給性、更新財源、労働力確保の面で課題を抱えている場合がある。
- 特に労働力確保は急務であり、制度面での対応と行政のサポートが望まれる。
- 市町村および都道府県が連携する体制をつくり、超小規模な水道の問題も含め、課題の共有、および、課題解決に向けた動きを継続することが重要。

謝辞

本研究の一部は、**厚生労働科学研究費補助金**(健康安全・危機管理対策総合研究事業, H29-健危-一般-004および20LA1005),ならびに、**鳥取大学地域価値創造研究教育機構**の支援を受けて行った. ここに記して謝意を表します.

調査にご協力いただいた集落, 行政機関など関係各位に心より感謝申し上げます.

ご清聴ありがとうございました

増田貴則

(国立保健医療科学院)



出典・参考文献（1）

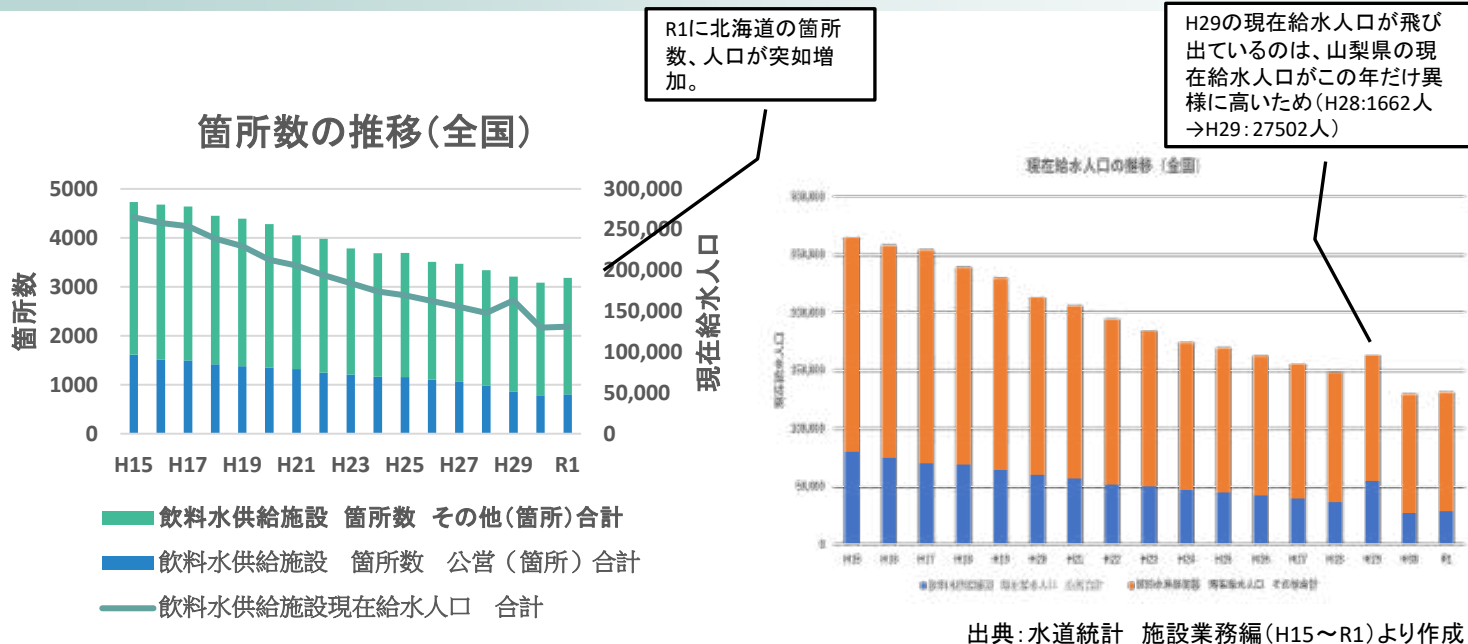
- 増田貴則, 岩田千加良: 小規模水供給システムの維持管理と住民協力, 小規模水供給システムのあり方に関するシンポジウム, 東京, 2019.9.3, https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/r01small_water_supply.html
- 増田貴則, 堤晴彩, 岩田千加良: 小規模集落が管理する水供給システムの維持管理・記録保存の実態および維持管理作業における集落外との連携状況, 平成31年度(令和元年度)厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)小規模水供給システムの安定性及び安全性確保に関する統合的研究(H29-健危-一般-004)分担研究報告書, 2020.
- 増田貴則ら、2021、小規模集落が管理する水供給システムの維持管理負担の実態および外部団体との連携・支援に関する調査、土木学会論文集G(環境). 2021;77(7):Ⅲ_51-Ⅲ_59.
- 増田貴則ら、2022、小規模集落が管理する飲料水供給システムの敷設財源と料金体系の実態、令和4年度全国水道会議
- 浅見真理、増田貴則ら(2018)、平成29年度厚生労働科学研究費健康安全・危機管理対策総合研究事業小規模水供給システムの安定性及び安全性確保に関する統合的研究(H29-健危-一般-004)平成29年度 総括・分担研究報告書, 研究代表者 浅見 真理, 平成30年3月
- 浅見真理, 浜松市, 静岡市, 大学産業, 岡田産業, 小熊久美子, 小規模水供給システムのあり方に関するシンポジウム, 東京, 2019.9.3, https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/r01small_water_supply.html
- 浅見, 伊藤, 木村(2021): 小規模水道・水供給システムの維持管理に関する経営シミュレーション、令和2年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)小規模水供給システムの持続可能な維持管理に関する統合的研究(20LA0501)研究報告書
- 伊藤禎彦・堀さやか, 三菱ケミカルアクア・ソリューションズ, 牛島健, 増田貴則・堤晴彩, 山越伸子シンポジウム「小規模水供給システム研究会」, 2020.6.24, <http://www.recwet.t.u-tokyo.ac.jp/symposium/20200624.html>
- 牛島健, 増田貴則. 自律的に管理する小規模水供給システムと実践的取り組み. 保健医療科学. 2022;71(3).

出典・参考文献（2）

- 岸田ら(2015)我が国における過去30年間の飲料水を介した健康危機事例の解析、保健医療科学 2015 Vol.64 No.2 p.70-80、<https://www.niph.go.jp/journal/data/64-2/201564020002.pdf>
- 中村康一：簡易水道料金の地域間格差と財源保障のあり方－新潟県における事例を中心として－、現代社会文化研究、No.56, 2013.
- 中村康一：新潟県内の市町村における行政サービスの地域間格差、現代社会文化研究 No.62 2016年3月
- 厚生労働省水道課：水道の現状について、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000476640.pdf>
- 厚生労働省水道課(2021)：水道行政の最近の動向について、
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000866664.pdf>
- 総務省(令和2年)：水道事業経営の現状と課題、
https://www.soumu.go.jp/main_content/000787293.pdf
- 総務省(2021)：公営企業会計適用の取組状況(令和3年4月1日現在)、
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html
- 総務省：特定地域づくり事業協同組合制度、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

参考資料：補足スライド

水道統計による飲料水供給施設 箇所数と現在給水人口の推移



- 実態は不明。統計情報はこれのみ。かつ、信頼性が低い？
- 飲料水供給施設については、その他営(民営・組合営)が過半を占める
- 平成28年度末までの簡易水道事業統合施策の影響を受けていない(取り残されている?)



実態調査が必要。統計の取り方、用語の定義を明確にするよう提言する必要がある。

水源種別 ろ過施設の有無

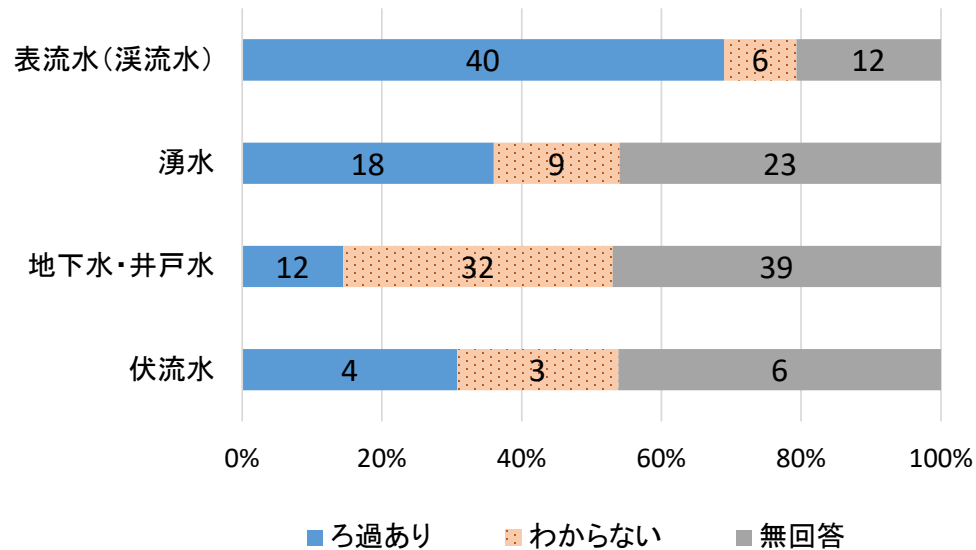


図 水源別のろ過施設の有無

(グラフ内の数値は集落数)

給水停止・断水トラブル時の状況

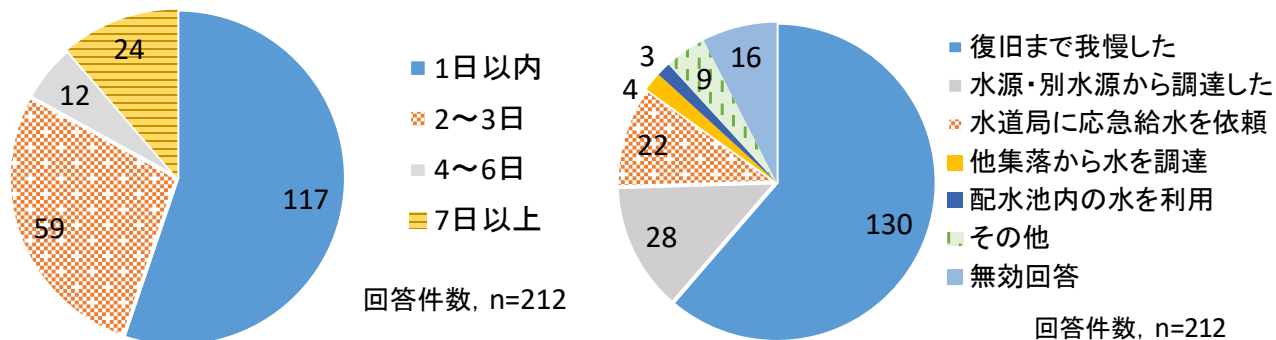


図 集落の大半で水が使用できなくなった事象について
復旧までの日数、および、その間の水の調達方法

断水時の多くは復旧まで我慢しており、

長期化するケースは2割。また、断水が長引いた場合には近場の水源から水を自己調達するが増えることを把握できた

管路に関する記録の有無

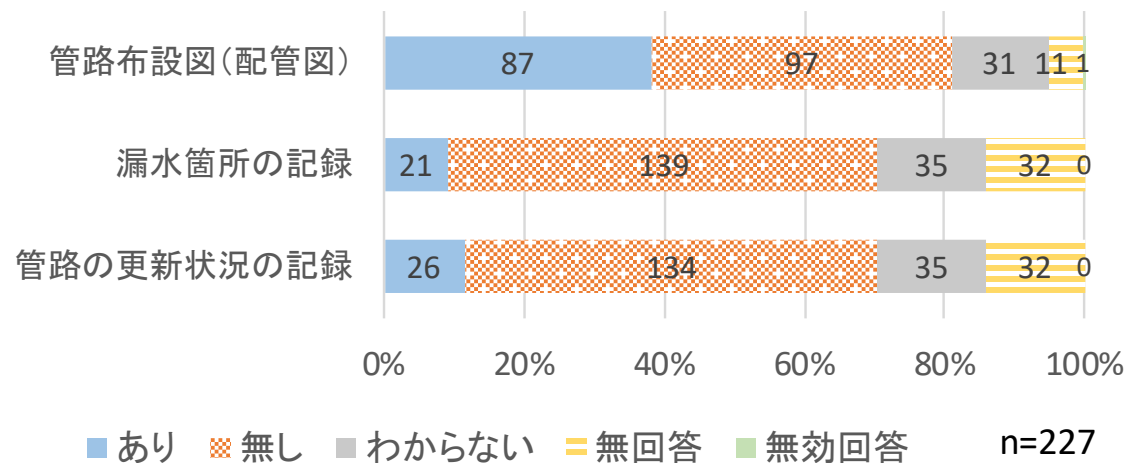
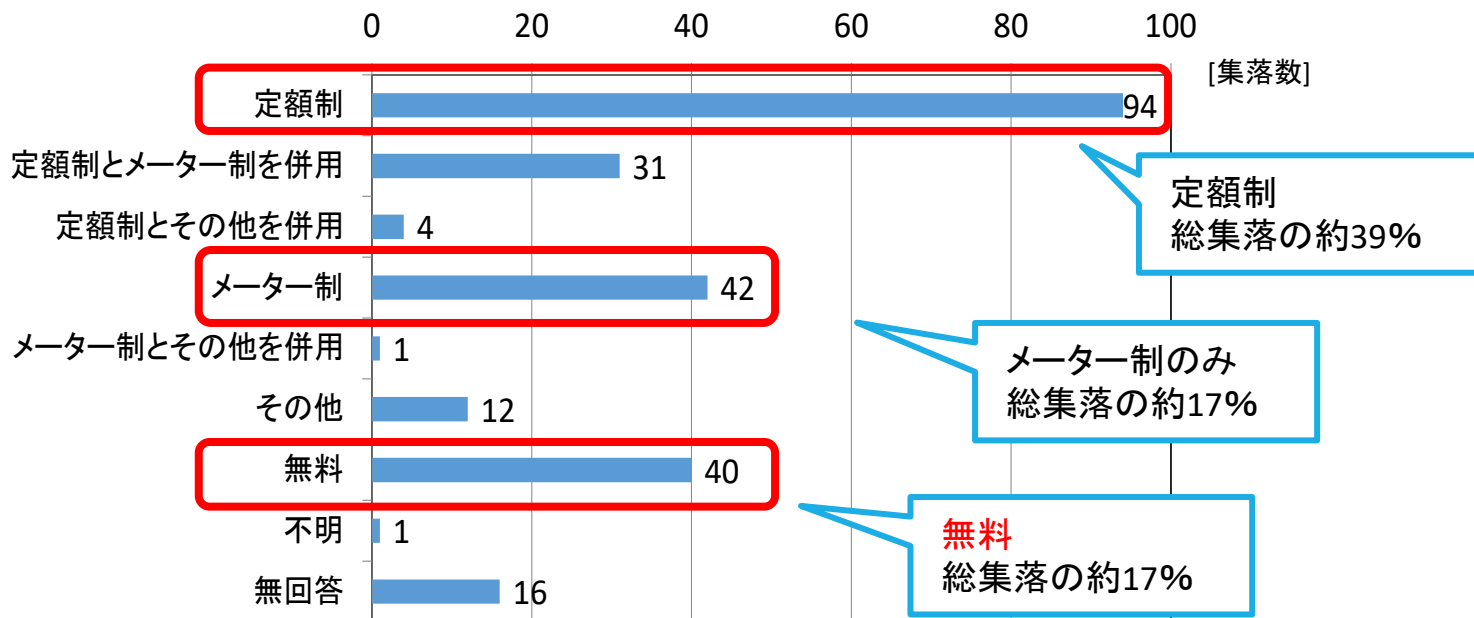


図 管路に関する記録の有無(グラフ内の数値は集落数)

自由回答からの抜粋(2)

- ・水道施設のポンプ、制御盤、貯水タンクなどの**取替費用が心配**です。新年度より費用の積立をするよう話し合い中です。
- ・当施設管理を行うのに伴う、**高齢化**により管理が**将来的に管理困難**と思われる。**町に管理を委譲するよう要請**している。
- ・集落が**高齢者ばかり**なので点検や経緯等がほとんどわかりません。今後の維持管理を**どうしたらいいか全くわかりません**。
- ・**行政からの補助を望む**。合併前は町役場より補助があったが、市の合併になり全く補助がない。
- ・現在、管理を3～4名程度で行っており、**平均年齢60歳**の者となっています。又、設置後45年が経過しており、**老朽化**が各所に見られ今後に不安を持っています。現在、隣接地区に配置されている**市の水道施設との接続について市が難色**を示していることにも**不満と不安**を抱いている。
- ・当方施設は昭和年度に県の一部補助金を受けて簡易水道施設として運営をしてきましたが、平成になってからは断水、漏水で使用できないときがありました。平成に市の補助金を受けて**小規模飲料供給施設を設置**しましたが、現在までに大きなトラブルもなく現在に至っています。今後は**昭和に設置した配管**が多くあり、**地震による破断または、老朽に漏水等が心配**です。

飲料水供給施設等の水道料金体系



水道料金体系を尋ねた結果

◆ **無料**も含め定額制を採用しているところが過半

飲料水供給施設等の水道料金の分布

無料 定額制集落の約31%
 1～500円以下 定額制集落の約26%
 500～1000円以下 定額制集落の約21%

1000円以下の集落が100集落、定額制集落の約78%

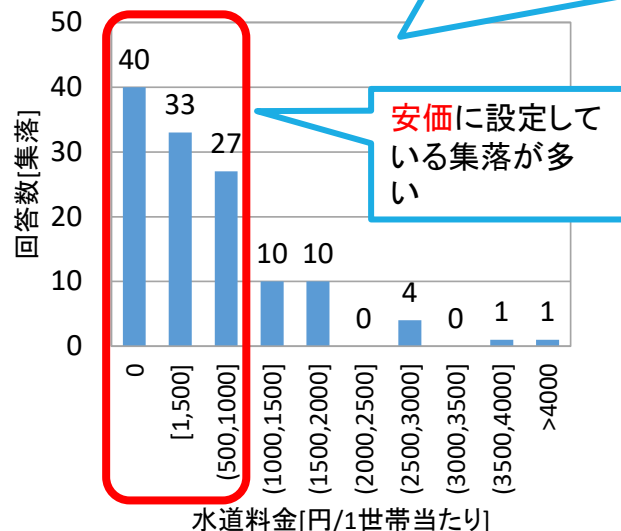


図 定額制の集落の水道料金(一か月当たり)

※定額制のみ採用している集落に尋ねた結果

20円/m³以下 対象集落の約19%
 20～50円/m³以下 対象集落の約34%

50円/m³以下の集落は39集落、対象集落の約53%

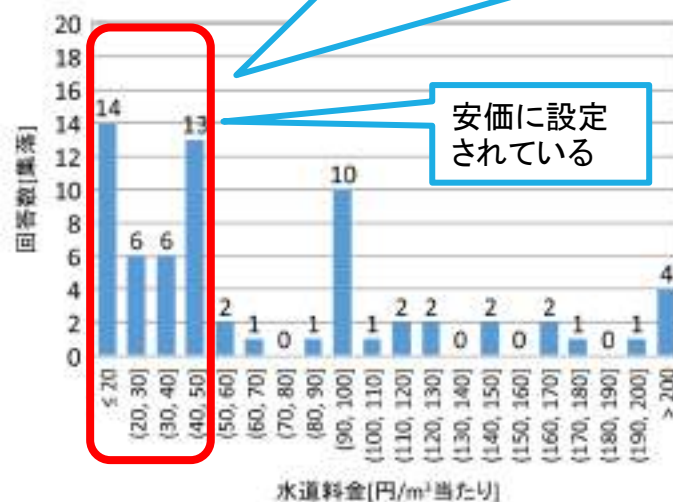
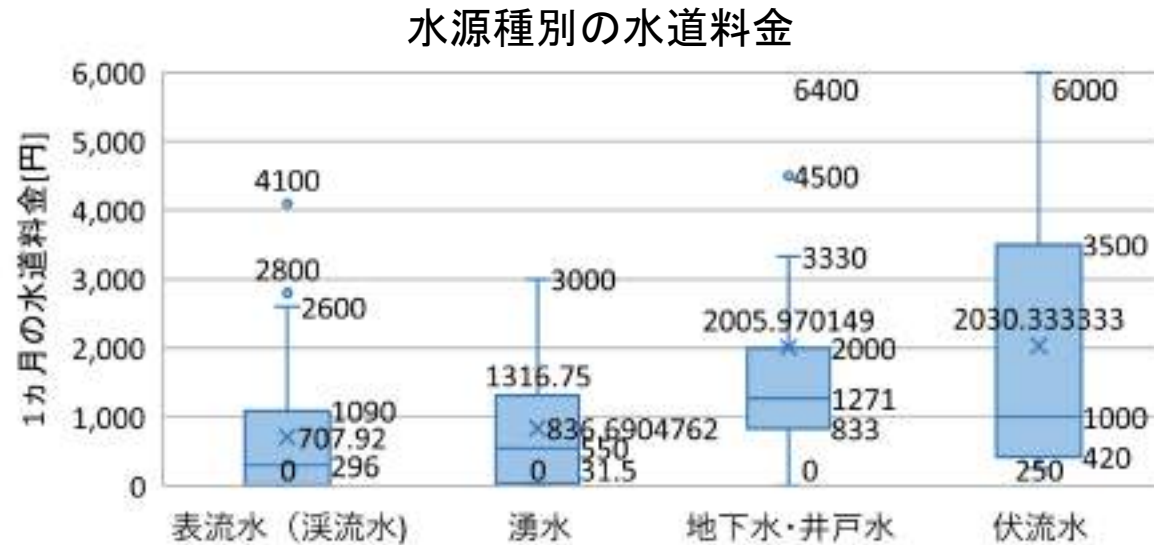


図 メーター制を活用していると回答した集落の従量単価(円/m³)

※定額制併用集落を含む

水源種別の水道料金（飲料水供給施設等）

（表流水・湧水・地下水井戸水・伏流水）



※1ヶ月に20m³を使用した場合を基準とし集落別に水道料金を計算

外部団体との連携状況と連携意向に関する調査概要

● 調査概要

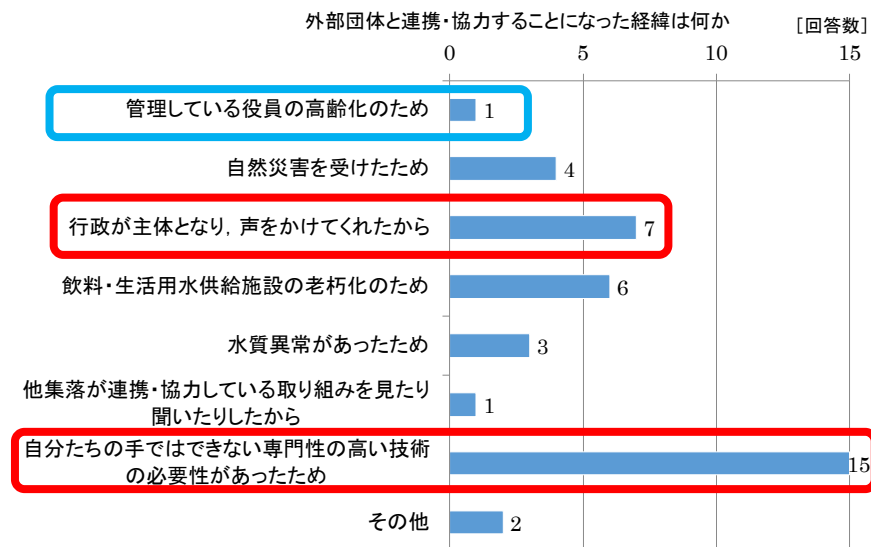
- 岐阜県, 京都府, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県, 高知県, 佐賀県, 大分県の1府9県
- 2020年1月～2月
- 維持管理等の実態調査において継続調査への協力意向を示した146集落
- 集落の役員や代表者に質問紙を郵送
- 113集落より回答(有効回答数111, 有効回収率76%)

● 質問紙調査の内容

- 平成27年以降の連携・協力の有無
- 八つの架空の支援策A～Hについて利用するかどうか
- 支援が有償の場合いくら支払うか
- 支援を利用したい価格を調査するためPSM分析(価格感度分析)の手法を使用

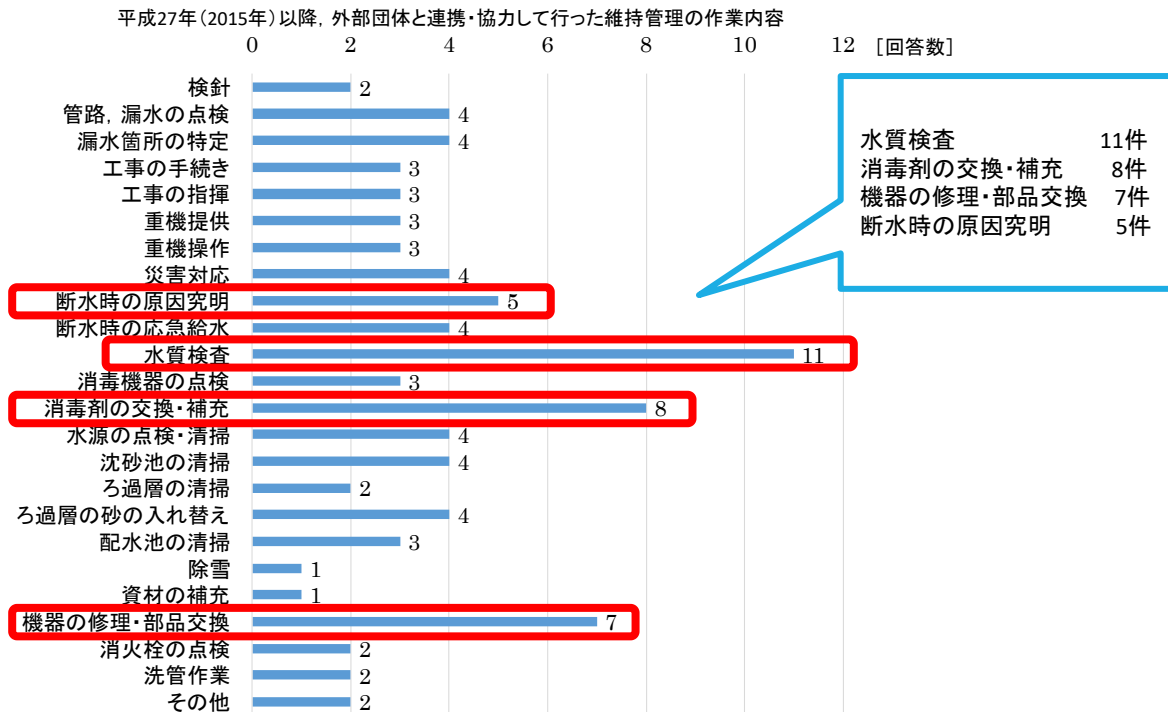
外部団体との連携・協力の状況(2)

外部団体と連携・協力すること になった経緯(複数回答)



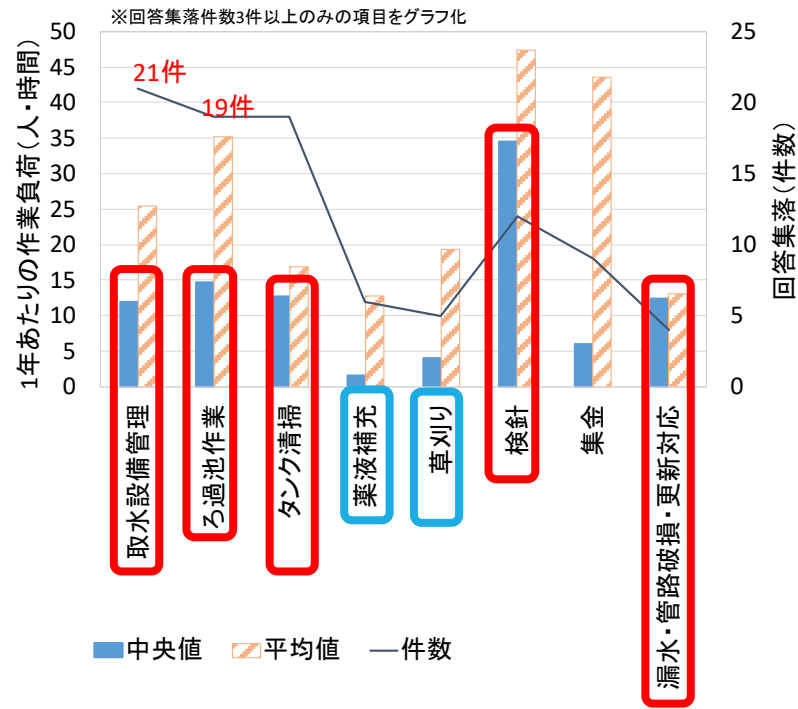
外部団体との連携・協力の状況(3)

外部団体と連携・協力して行った維持管理の作業内容(複数回答)



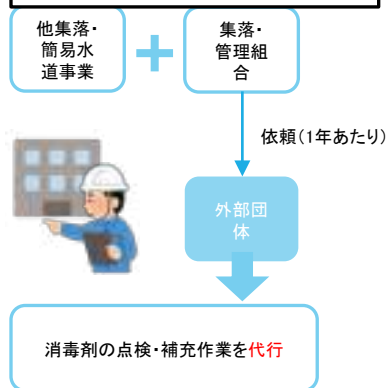
作業項目ごとの1年あたりの作業負荷（人数×時間）

集落が管理する小規模水供給システムの維持管理に付随する作業の負荷

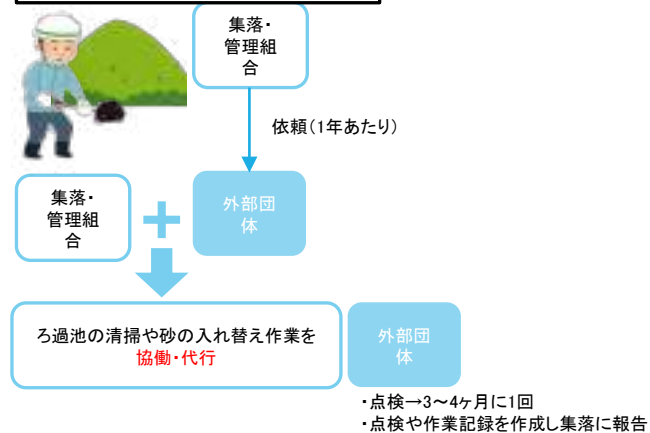


1年あたりの作業負荷 (人・時間)		
作業項目	中央値	件数
検針	34.5	12
ろ過池作業	14.7	19
タンク清掃	12.8	19
漏水・管路破損・更新対応	12.4	4
取水設備管理	12.0	21

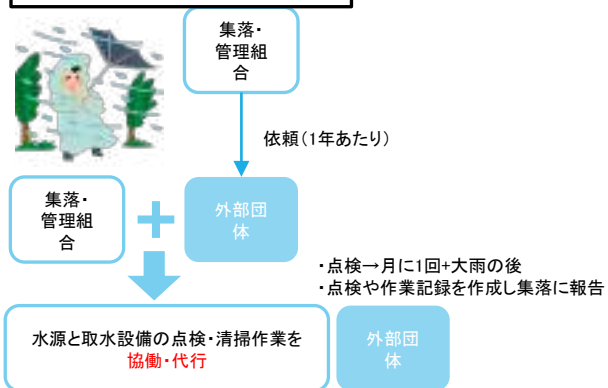
支援A: 消毒剤の点検・補充



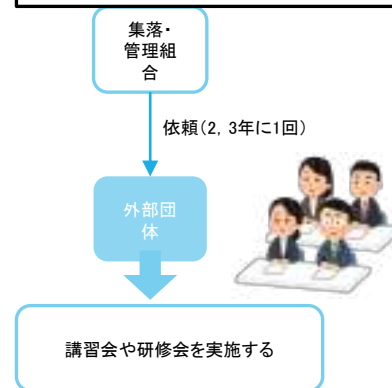
支援B: ろ過槽の点検・清掃



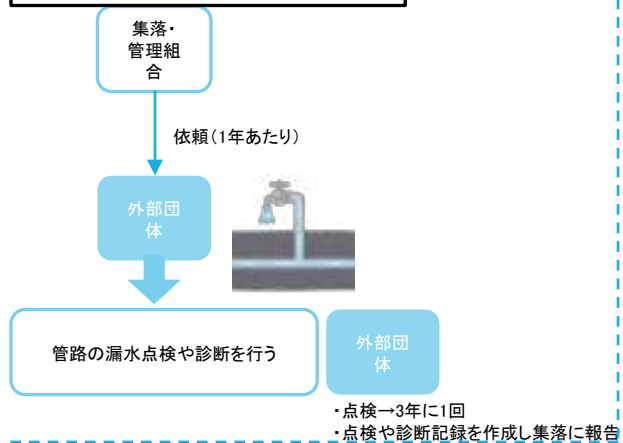
支援C: 水源の点検・清掃



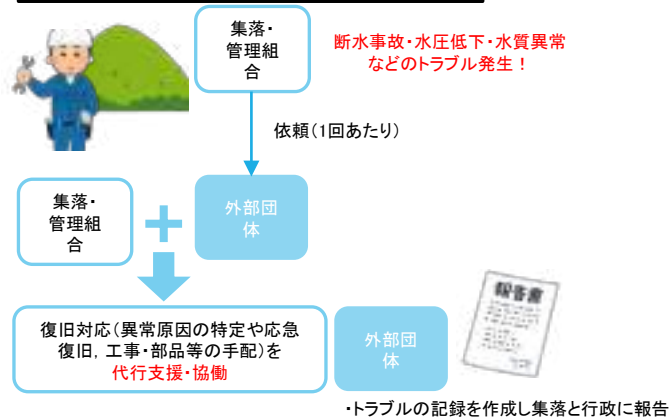
支援D: 維持管理に関する講習会や研修会



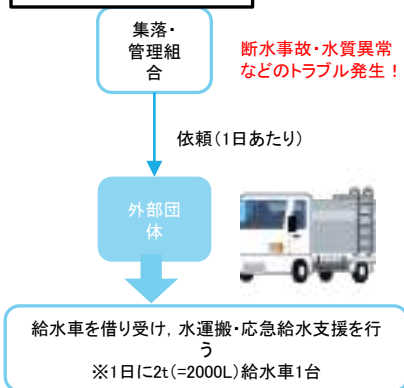
支援E: 管路の漏水点検・診断



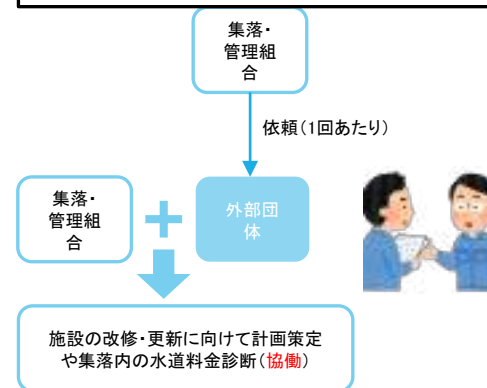
支援F: 断水, 水圧低下トラブル対応



支援G: 応急給水



支援H: 施設の改修・更新に向けての料金コンサルタント



結果:支援策の利用意向 まとめ

支援策	有償の場合 利用したい意向を持つ 集落の割合(%)	無償も含め、 利用したい意向を持つ 集落の割合(%)
A: 消毒剤の点検・補充	34	47
B: ろ過槽の点検・清掃	37	60
C: 水源の点検・清掃	33	54
D: 維持管理に関する講習会や 研修会	32	51
E: 管路の漏水点検・診断	36	—
F: 断水・水圧低下トラブル対応	38	60
G: 応急給水	24	59
H: 施設の改修・更新に向けて の水道料金コンサルタント	28	41

Ⅱ. 小規模水道への行政支援

1. 飲料水供給施設への支援

「施設は市の財産、維持管理は地元」

- ・ 施設整備...要望により市が調査・計画・発注
※ 地元分担金徴収(10%)
- ・ 運営...無償賃貸借契約により地元が維持管理
- ・ 支援...更新・修繕 ※ 分担金徴収(10%)
水質検査や管理委託費用の50%を助成
地元に出向いての相談や講習会

地元水道使用者への講習会



市では年1回、地元水道使用者を集めて講習会を開催している

- (1) 年2回の水質検査に対する採水方法の指導
- (2) 保健所による安全性を保つための管理方法や減菌の重要性を指導
- (3) 水道事故発生による対応方法の説明
- (4) 施設の管理方法の指導
- (5) 補助金申請の手続きについての説明

静岡県浜松市 水道未普及地域支援事業

2. 水道未普及地域への支援

「施設も維持管理も地元」

- ・ 施設整備等...市民が施工(発注)した整備、
更新、修繕の費用を助成
※ 補助率(80%)
- ・ 運営...地元が維持管理
- ・ 支援...水質検査や管理委託費用を助成
※ 補助率(50%)

+

■ 応急給水サービス

■ 静岡県A市の事例

■ 断水時, 給水車による宅配サービス 従量分+運搬費500円/日

制度普及状況

特定地域づくり事業協同組合 認定の見込みについて

1. 令和4年12月1日時点の制度活用意向調査（意向調査）

活用意向あり	認定済み	69団体／66組合	141団体
	令和4年度中認定見込	23団体	
	令和5年度中認定見込	16団体	
	認定時期未定	33団体	
検討中			341団体
制度活用の意向なし			1,156団体
回答なし			80団体
計			1,718団体

2. 各都道府県別の制度活用意向市町村数

近半数以上のある市町村数	都道府県名
12	東京都
12	鹿児島県
11	東京都
10	徳島県
7	北海道、高知県
6	長崎県
6	佐賀県
4	岩手県、山形県、茨城県、鳥取県、徳島県、熊本県
3	群馬県、石川県、静岡県、三重県、奈良県、富山県、新潟県
2	青森県、秋田県、栃木県、山梨県、長野県、兵庫県、山口県、宮崎県、沖縄県
1	宮崎県、埼玉県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、岡山県、愛媛県
0	宮崎県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大分県、和歌山県、香川県、福岡県、大分県

出典：総務省WEBページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyous/ei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyous.html

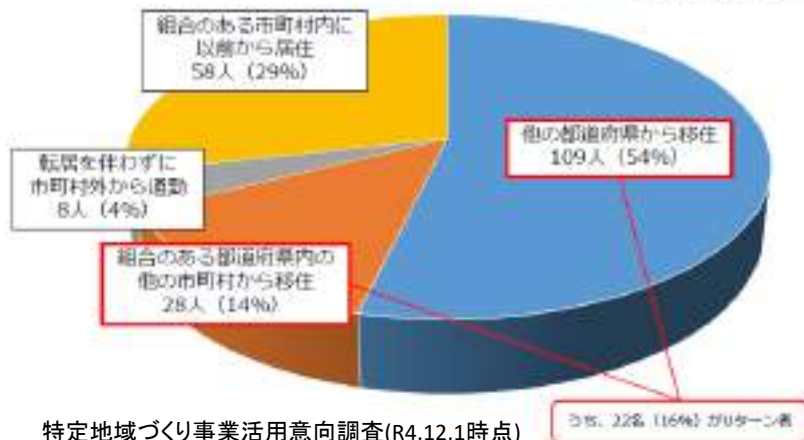
特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R4.11.1現在）①

都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な活動内容（業種）
北海道	名寄市	なよろ地域づくり事業協同組合	R4.3.14	農業、畜産業、通称観光関連業
	石狩市	浜田特定地域づくり事業協同組合	R4.4.25	農業、漁業、水産物販売業、食料品製造業、宿泊業、飲食業
	下川町	下川事業協同組合	R3.3.20	小売業、農林業
	網走市	網走市事業協同組合	R4.3.14	農業、漁業、土木工事業、建築工事業、管工事業、木材・木製品製造業、宿泊業、介護業、自然環境関連業
	中標津町	中標津町特定地域づくり事業協同組合	R4.2.22	農業、林業、土木工事業、建築工事業、印刷・印刷関連業、小売業、観光業、介護事業
	雄勝町	えんがるサンキュー協同組合	R4.4.28	農業、飲食業、建設業、運送業
青森県	黒川町	人材サポートなんふ協同組合	R3.5.21	農業
岩手県	奥州市	奥州市特定地域づくり事業協同組合	R4.2.18	農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飲料製造業、繊維工業、宿泊業
秋田県	東成瀬町	東成瀬町地域づくり事業協同組合	R2.12.17	農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、児童福祉事業、生活関連サービス業
山形県	小国町	おぐにマルサワーク事業協同組合	R3.11.16	農業、宿泊業、スキー場、食料品製造業、酒類製造業、飲料小売業
福島県	喜多方市	協同組合ジョイフルワーク喜多方	R4.7.23	農業、製造業、情報通信業、小売業、宿泊業、サービス業
	只見町	只見町多業種事業協同組合	R4.4.28	農業、製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業
	郡山市	郡山市地域づくり協同組合	R4.8.31	農業、林業、建設業、製造業、運輸業、観光業、小売業、金融業、保険業、学習研究、医療・福祉業、宿泊業、サービス業
群馬県	みなかみ町	みなかみ町特定地域づくり事業協同組合	R4.9.27	小売業、飲食業、宿泊業、食品小売業、飲食業
埼玉県	小豆野町	小豆野町特定地域づくり事業協同組合	R4.7.1	酒類製造業、食料品製造業、小売業、宿泊業
新潟県	上越市	屋敷町協同組合	R4.1.16	農業、肉用牛生産業、食料品製造業、サービス業
新潟県	新潟市	新潟市地域づくり協同組合	R2.10.23	漁業、介護業、観光業、観光関連業、宿泊業
石川県	七尾市	のたとえ特定地域づくり事業協同組合	R4.8.1	不動産取引業、通称観光関連業、組合工事業、小売業、観光・学習支援業、観光業
	桂川町	桂川町特定地域づくり事業協同組合	R4.3.1	宿泊業、農業、小売業、食料加工業
山梨県	早川町	早川地域づくり事業協同組合	R4.2.22	旅館業、林業サービス業、農業
長野県	佐田町	佐田町特定地域づくり事業協同組合	R3.8.1	農業、介護事業、建設事業
岐阜県	小豆村	おとし地域づくり協同組合	R2.11.24	宿泊業、飲食業、小売業、組合工事業、林業
岐阜県	白川町	白川ワークドット協同組合	R4.3.18	木材製品加工業、農産物生産加工、宿泊業
愛知県	稲沢市	あやべ水源の里地域づくり協同組合	R4.3.31	サービス業、農業、観光業、宿泊業
兵庫県	淡路市	淡路市地域づくり事業協同組合	R4.4.26	農業、畜産食品製造業、水産食品製造業、農畜産物・水産物販売業、レストラン
	姫路市	姫路市特定地域づくり事業協同組合	R4.4.21	農業、林業、宿泊業、スキー場、サービス業
奈良県	明日香村	明日香村特定地域づくり事業協同組合	R2.11.28	農業、観光業、飲食小売業、学習支援業、宿泊業、小売業
	上野村	事業協同組合わかみワーク	R3.2.26	林業、観光業、介護事業、美容関連業、食料加工業、小売業
	若桜町	若桜町特定地域づくり事業協同組合	R2.10.23	農業、林業、宿泊業、接客関連業

特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の移住状況について

派遣職員の約7割が地域外からの移住者

※この数字が地域外に引っ越した割合



特定地域づくり事業活用意向調査(R4.12.1時点)

※調査対象は調査対象となる自治体職員のみです。また、必ずしも回答した自治体職員が全員ではありません。

特定地域づくり事業協同組合認定一覧 (R4.11.1現在) ②

都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な事業 (業種)
18	新潟県	新潟県 新潟市	R3.10.29	農業、介護業、観光業、飲食業、宿泊業
19	七尾市	西とび特定地域づくり事業協同組合	R4.9.1	不動産取引業、建設業、建設業、建設工事業、小売業、教育・学習支援業、観光業
20	佐賀県	佐賀市	R4.3.1	観光業、農業、小売業、小売業、小売業
21	山梨県	山梨市	R4.3.22	観光業、林業サービス業、農業
22	長野県	長野市	R2.2.2	農業、介護事業、建設業
23	山梨県	山梨市	R2.11.24	観光業、飲食業、小売業、建設工事業、林業
24	岐阜県	岐阜市	R4.3.18	林業、林業加工業、農業、小売業、観光業
25	京都府	綾部市	R4.1.11	サービス業、農業、観光業、宿泊業

特定地域づくり事業協同組合認定一覧 (R4.11.1現在) ③

都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な事業 (業種)
26	京都府	綾部市	R4.1.11	サービス業、農業、観光業、宿泊業
27	兵庫県	三田市	R4.1.24	農業、食品製造業、水産物製造業、食品製造業・水産物製造業、レストラン
28	奈良県	奈良市	R4.1.31	農業、林業、宿泊業、小売業、サービス業
29	奈良県	奈良市	R2.11.28	農業、観光業、飲食業、小売業、宿泊業、観光業、小売業
30	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
31	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
32	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
33	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
34	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
35	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
36	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
37	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
38	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
39	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
40	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
41	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
42	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
43	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
44	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
45	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
46	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
47	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
48	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
49	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
50	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業
51	奈良県	奈良市	R2.1.24	林業、観光業、小売業、小売業、小売業

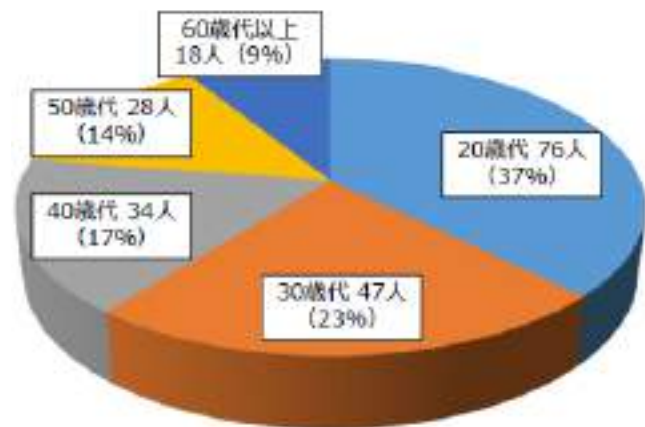
特定地域づくり事業協同組合認定一覧 (R4.11.1現在) ④

都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な事業 (業種)
35	奈良県	奈良市	R2.1.30	農業、観光業、小売業、小売業
36	奈良県	奈良市	R2.10.1	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
37	奈良県	奈良市	R2.1.30	農業、観光業、小売業、小売業
38	奈良県	奈良市	R4.3.25	農業、林業、観光業、小売業、小売業、小売業
39	奈良県	奈良市	R2.12.4	農業、林業、観光業、小売業、小売業、小売業
40	奈良県	奈良市	R4.1.30	サービス業、小売業、観光業、小売業
41	奈良県	奈良市	R2.12.17	農業、林業、観光業、小売業、小売業、小売業
42	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
43	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
44	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
45	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
46	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
47	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
48	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
49	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
50	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業
51	奈良県	奈良市	R4.1.22	農業、観光業、小売業、小売業、小売業

制度によるワーカーの年齢構成

約6割の職員が20代・30代

【年代比】



特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R4.11.1現在）4

	都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な事業（業種）
32	佐賀県	武雄市	武雄マルチワーク協同組合	R4.5.18	農業、畜産業、飲食業
33		小城市	協同組合世帯の食づくりや	R3.12.23	食料品製造業、情報処理業、農業
34		上峰町	上峰町地づくり事業協同組合	R3.12.23	水産業、飲食業、農業、小売業
35		みやき町	みやき町三軒松原特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	社会福祉・介護事業、食料品製造業、ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業
36	長崎県	対馬市	対馬づくり事業協同組合	R4.3.22	農業、食品製造業、魚卵養殖業、飲食業、宿泊業
37		壱岐市	壱岐市農業支援事業協同組合	R3.10.21	農業
38		五島市	五島市地づくり事業協同組合	R3.3.12	食品製造業、水産加工業、農業、建設材料製造業、飲料小売業、介護事業、EVC/ESV、風力発電設備の建設・運営、旅館業、高層業、農業、産業廃棄物処理業
39		雲仙市	雲仙市地づくり事業協同組合	R4.3.22	農業、食品製造業、農業、建設事務、介護業、サービス業
40	熊本県	五木村	五木村農業協同組合	R3.9.30	食料品加工業、農業、建設事務、介護業、サービス業
41	鹿児島県	伊佐市	とくのみま伊佐まちづくり協同組合	R4.10.18	情報通信、児童福祉事業、幼児通園型認定こども園建設・管理事業
42		和歌山町	えらぶ島づくり事業協同組合	R3.5.25	農業、食料品製造業、一般診療所、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スポーツ
43		今保町	ヒロンまちづくり協同組合	R4.5.20	農業、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スポーツ

計63組合(66市町村)

その7割は、地域外からの移住者

- ◆人口減少・高齢化地域の労働者不足問題への解決法を示すとともに、若者の移住・定住をサポートしている